



マイナンバー制度

【問合先】 総務課 人事電算係 ☎65・1082

■ 住所地で通知カードを受け取れない人は居所情報の登録が必要です

マイナンバーの通知カードは、住所地（住民票に記載されている住所）に送られますが、やむを得ない理由により、住所地で通知カードを受け取ることができない方は、現在お住まいの場所（居所）を必ず登録申請してください。

居所情報の登録申請により、現在お住まいの場所（居所）で通知カードを受け取ることができません。

※平成27年10月5日までに、現在お住まいの場所（居所）の市町村に転入すれば（住民票を移せば）、そこに通知カードが送付されます。

【居所情報登録の該当者】

- 東日本大震災による被災者で住所地以外の場所に避難している人
- ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、児童虐待などの被害者で、住所地以外の場所に避難している人
- 一人暮らしで、長期間、医療機関や施設に入院・入所している人

【申請期限】 9月25日（金）（必着）

【申請場所】 住民票のある住所地の市区町村

【申請方法】 持参または郵送

【申請に必要なもの】

- ① 居所情報登録申請書
 - ② 申請者の本人確認書類のコピー（運転免許証など）
 - ③ 居所に居住することを証する書類のコピー（賃貸契約書など）
- （代理人が申請する場合）
代理人の代理権を証明する書類のコピー（法定代理人の場合は戸籍謄本など、任意代理人の場合は委任状など）

○（代理人が申請する場合）

代理人の本人書類確認書類のコピー（運転免許証など）

【その他】 申請書は、桂川町役場住民課、桂川町ホームページ、総務省ホームページで配布

HP <http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>

HP http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

【問合先】

- マイナンバーコールセンター
全国ナビダイヤル
☎0570・20・0178
- 住民課 住民年金係
☎05・3301

Q 通知カード・個人番号カードとは？ 使い道は？

平成27年10月以降、桂川町に住民登録がある方全員に、マイナンバーを通知するための「通知カード」が配付されます。また、平成28年1月以降には、様々なことに利用することができる「個人番号カード」が、申請により交付されます。

【通知カード】

通知カードは紙製のカードを予定しており、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載されたものになります。

通知カードは全ての方に送られますが、顔写真が入っていないので、本人確認のための身分証明書としては利用できません。

【個人番号カード】

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。通知カードに同封された、「個人番号カード交付申請書」で申請する

と、平成28年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請を行うことができます。

なお、個人番号カードに搭載されるICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書は記録されませんが、所得の情報や病気の履歴などの機微な個人情報は記録されません。そのため、個人番号カード1枚からすべての個人情報がかかってしまうことはありません。

